

# 近年公開され始めたベトナムの判例紹介

会員 岡田 貴子

## 要 約

筆者は2006年夏から1年間、ベトナムの首都ハノイにある法律事務所 Pham & Associates に研修滞在をする機会に恵まれた。ベトナムの知的財産法制度に関する文献の収集や判例研究等が現地できると意気込んで訪越したものの、その点では大いに期待を裏切られることになった。判例については、当時はほぼ公開されていない状況で、入手するのも非常に困難であった。

ところが近年、判例の公開について、状況は大きく変わりつつある。判例検索も可能なベトナム最高人民裁判所のポータルサイトの開設により、現在は417件の監督審決定が公開されている。「特許」「意匠」のキーワード検索では0件であるが、「商標」のキーワード検索では5件がヒットする(2012年7月2日現在)。

本稿においては、近年公開され始めた判例(監督審決定)から、2件紹介することを主たる目的としているが、ベトナムにおける司法措置の概要、司法制度の特色等も併せて紹介したい。

## 目次 序文

1. ベトナムにおける権利行使の態様(行政措置, 司法措置, 刑事措置)
2. ベトナムにおける司法措置の具体的内容
3. ベトナム司法制度の特色
4. 監督審決定の紹介
5. まとめ

## 序文

筆者は2006年夏から1年間、ベトナムの首都ハノイにある法律事務所 Pham & Associates に研修滞在をする機会に恵まれた。ベトナムの知的財産法制度に関する文献の収集や、判例研究などが現地できると意気込んで訪越したものの、その点では大いに期待を裏切られることになった。

まず、ベトナムでは、「知的財産法」等のキーワードをタイトルに含む書籍は多数発行されているが、その内容はすべて実質的に同一、つまり、単なる条文集であった。発行された時期等により、収載される法律・通達等の範囲が異なるだけで、内容のある解説や、判例との関連等の説明はまったくない。日本でいうところの「基本書」や「青本」に相当する資料等があるのではないかと筆者は期待していたため、現地で友人の弁護士やハノイ法科大学の教員に確認したりしたが、

そのような資料はない、とのことであった。むしろ、そのような書籍等の存在がいまひとつイメージできない様子であった。当時入手できた制度解説の資料は、事務所発行の外国クライアント向けの簡易なリーフレット等であり、非常にながかりしたのを記憶している。他の法域をチェックしてみたが、基本的に同様の状況であり、法律に関する書籍=条文集であった。

判例について、当時はほぼ公開されていない状況で、入手するのも非常に困難であった。ベトナムでは、2005年から2006年にかけて、USAID(アメリカ合衆国国際開発庁)の援助の下、監督審決定(「3. ベトナム司法制度の特色」において後述)のごく一部が、2巻の書籍に編集・発行された。序文に、発行の目的として、「裁判所による法律の統一的適用」が挙げられていることから、判例の公開が行われていないことによる弊害として、裁判所間の判断のずれ、監督審決定との矛盾などがあったことが伺われる。この書籍は、2008年に一般的に公開されるまで、裁判所関係者等、限定された範囲にしか配布されていなかった。著者もその一部のコピーをベトナム法科大学の教員から2007年にもらった際、「入手が大変だったよ」と言われ、法学部の教員でさえ、判例の入手が困難であることに驚いたものである。

ところが近年、少なくとも判例の公開については、

状況は大きく変わりつつある。2010年4月22日に、判例検索も可能なベトナム最高人民裁判所のポータルサイト<sup>(1)</sup>が公式にオープン<sup>(2)</sup>された。USAID（アメリカ合衆国国際開発庁）がポータルサイト構築に協力しており、開始当初は2002-2006年の約240件の監督審決定が公開され<sup>(3)</sup>、その後追加されて現在は417件の監督審決定が公開されている。「特許」「意匠」のキーワード検索では0件、「商標」のキーワード検索では5件がヒットする（件数はいずれも、2012年7月2日現在）。

本稿においては、近年公開され始めた判例（監督審決定）を紹介することを主たる目的としているが、判例を理解するのに必要なベトナムにおける司法措置の概要、司法制度の特色等を最初に解説したい。また、参考のため、ベトナムの通貨ドンについては、円換算した値を併記した（2012年7月2日現在で約1JPY = 263VND）。

## 1. ベトナムにおける権利行使の態様（行政措置、司法措置、刑事措置）

ベトナム知的財産法においては、知的財産権の侵害行為に対する権利行使について、3つの措置を設けている。すなわち、行政措置、司法措置、刑事措置である。

知的財産権侵害品の流通をストップするのが目的であれば、行政措置のほうが迅速な結果を得られると言われている。司法措置の選択については、侵害行為の差し止め的手段としても規定されているが、損害賠償請求の手段としての観点から、活用を検討するべきである。

## 2. ベトナムにおける司法措置の具体的内容

知的財産法202条において、司法措置の具体的内容は、以下の通り規定されている。

- 1) 侵害行為の差し止め
- 2) 公式な謝罪、訂正
- 3) 民事上の義務の履行
- 4) 損害の賠償
- 5) 権利者による実施に影響を与えないことを条件に、知的財産権侵害品の生産・取引に主として使用する商品・原料・材料・及び道具の強制廃棄、強制配布、または非商業目的での転用をさせること。

上記202条5項のうち、「強制配布、または非商業目的での転用」については理解が難しい規定であるが、

要するに、「侵害要素（yếu tố xâm phạm）」を除去等した状態で、非商業目的での転用等を認める規定である。具体的には、商標ラベル等を侵害者に除去させたうえで、人道、慈善、社会利益目的を優先して配布すること等を想定している（詳細規定は105/2006/ND-CPの30条）。また、権利者の収益に影響を与えないことを条件している。しかし、この点については、実際には格安（もしくは無償）の同種商品が流通すれば、影響は避けられないのではないかとハノイ法科大学の教員に確認したことがあるが、「ベトナムでは貧しい人も多し、使えるものを捨てるのはもったいないから」という理由で、このような規定があるようである。実際には、このような侵害品の処理を、司法措置において自ら求める権利者はいないであろう。なお参考までに、行政措置についても同様の規定がある（知的財産法214条3項a）。

既に述べたように、司法措置は主として損害賠償請求の手段であるため、最も重要となる損害額に関する規定をあわせて紹介する。

知的財産法204条において、司法措置における損害認定に関する原則について、以下の通り示されている。

- 1) 知的財産権侵害行為による損害は、以下を含む：
  - a. 物質的な損害には、財産の毀損、収入・利益の減少、事業機会の逸失、損害の発生防止・救済に要した合理的支出が含まれる
  - b. 精神的な損害には、文学的・美術的・学術的著作物の著作者、実演家、発明・工業意匠・回路配置・植物品種の発明者等が被った名誉・人格・威信・名声及びその他の精神的な損害が含まれる。

2) 損害の程度は、知的財産権侵害行為によって知的財産権者が実際に被った損害を基にして決定される。

更に、知的財産法205条において、司法措置において損害賠償（額）を認定する根拠について、以下の通り示されている。

- 1) 知的財産権侵害行為により物質的な損害が発生したことを原告が証明できる場合、原告は、裁判所に対して、以下のいずれかの基礎に従って損害賠償額を決めることを請求する権利を有する。
  - a. 被告が侵害行為によって得た利益を加算して物質的総損害額を算出する（原告の逸失利益が物質的総損害額に含まれていない場合）
  - b. ライセンス相当額
  - c. 上記a、bの規定に従って実質的な損害賠償額

を決定できない場合、実質的な損害賠償は、損害の程度に応じて裁判所が決定する。ただし、5億ドン（約188万円）を超えないものとする。

2) 知的財産権侵害行為によって原告が精神的な損害を被ったことを証明できる場合、原告は、裁判所に対して、その損害の程度に応じ、500万ドン（約19000円）から5000万ドン（約18万8千円）の範囲において損害賠償額を決めるよう請求する権利を有する。

3) 第1項、第2項に規定されている損害賠償とは別に、知的財産権者は、裁判所に対して、侵害者に合理的な弁護士費用の支払いを命じるよう請求する権利を有する。

原告側の逸失利益の立証に代えて、被告側（侵害者側）の得た利益や、ライセンス相当額を損害額とすることができる点は、日本の特許法102条と基本的に共通する考え方である。また、損害額の立証が困難な場合に裁判所が損害額を認定できる点は、日本の特許法105条の3と共通する点である。ただし、上限が設定されており、日本の企業にすれば非常に小額である点が問題である。

精神的損害額の規定については日本にはない考え方である。これは、ベトナムの民法において、特許・意匠等の創作物については、財産権のみならず人格権の側面も有すると規定されている（民法典751条）ことも影響があると考えられる。

### 3. ベトナム司法制度の特色

ベトナムでは三階級・二審制である。裁判所は、県（省直轄市）レベル人民裁判所、省（中央直轄市）レベル人民裁判所、最高人民裁判所の三階級に分かれている。一審判決に対して控訴されなかったとき、又は控訴判決がなされた時に判決は効力を生じる（民事訴訟法254条2項、279条6項）。

更に、確定判決に深刻な法令違反があると疑われる場合に、最高人民裁判所長官又は最高人民検察院長官により、監督審の請求がされる（民事訴訟法285条1項）。監督審により、深刻な法令違反があると判断された場合には、確定判決は破棄される（民事訴訟法297条3項、4項）。監督審は、訴訟当事者に請求権がない点（請求権者に書面で監督審の請求を願い出ることとは可能である - 284条）、及び原審の訴訟当事者が、監督審においては原則として審理に関与できず、裁判

所の裁量により公判に呼び出された場合のみ出頭して意見を述べるができるという点（292条2項、295条2項）が、大きな特徴となっている。すなわち、原審の原告・被告は原則として監督審に訴訟当事者として関与できず、職権で監督審決定がなされるという点に留意しなければならない。

確定判決を破棄するという強い効力を持つ監督審決定であるが、前述の通り、ベトナムでは一部を除き従来公開されていなかった。近年最高人民裁判所のポータルサイトで公開され始めたため、次に紹介したい。

### 4. 監督審決定の紹介

以下に紹介する監督審決定は、いずれも原文を最高人民裁判所のポータルサイトで取得した。事例1、事例2の順で紹介したい。

#### 【事例1】

監督審決定 No. 22/2008/DS-GĐT に至る経緯

主な争点：慣用商標に該当する登録商標に基づく権利行使の有効性

【第一審】2005年3月23日ビンディン省人民裁判所に訴訟提起

第一審における原告側主張：

原告は、商品「瓦」について登録商標（瓦の図形と伝統的なお寺の門の図形を組み合わせた図形要素を含む）を保有している。被告は瓦の生産について、登録商標に類似する商標を使用した。被告の瓦は品質に劣るうえ、原告よりも低い価格で販売された。類似する商標の瓦生産業務への使用の差止、及び128,300,000ドン（約48万円）の損害賠償（訴訟提起にかかる費用、価格差による損害、販売減、生産の停止を含む）及び600,000ドン（約2260円）の鑑定費用の賠償を求めらる。

第一審における被告側主張：

被告の商品に付された商標は、伝統工芸村で得た見本に基づくものであり、原告の商標に依拠したものではない。また、伝統工芸村では伝統的モチーフを商品に使用するのが一般的であり、違いは各生産者の名前が付されるだけである。従って、原告の請求は認めるべきではない。

第一審のビンディン省人民裁判所の判決（2006年4月28日付）：

1. 登録商標と類似する商標を付した被告の瓦の生産を差し止める
2. 被告は鑑定費用 600,000 ドン（約 2260 円）を原告に支払え
3. 113,000,000 ドン（約 42 万 5 千円）の損害賠償については請求を棄却する<sup>(4)</sup>
4. 印紙代は被告 50,000 ドン（約 187 円）、原告 500,000 ドン（約 1870 円）の負担とする。

【第二審】2006年5月9日ダナン市最高人民裁判所に原告側が控訴（損害賠償請求棄却の再審理を要求）

第二審のダナン市最高人民裁判所の判決（2006年8月17日付）：

1. 第一審判決の一部破棄、控訴人（第一審原告）の請求を一部認め、被控訴人（第一審被告）に対して 87,200,000 ドン（約 32 万 8 千円）の損害賠償の支払いを命じる
2. 印紙代は控訴人（第一審原告）790,000 ドン（約 3000 円）、被控訴人（第一審被告）4,360,000 ドン（約 16390 円）の負担とする。

第二審の判決後、被控訴人（第一審被告）からの請求を受け、2008年6月9日付決定において、最高裁判所長官は第二審判決への異議を申し立て（khán nghị）、裁判官評議会による監督審での第二審判決の見直し、及び破棄して第一審裁判所への差し戻しを提起した。問題となっている商標の図形要素は、そもそも何世代にも渡って受け継がれ、伝統工芸村の共有財産とも言うべきモチーフである、というのがその根拠である。

【監督審の決定】2008年8月28日付

1. 第一審及び第二審の判決をすべて破棄する。
2. 第一審裁判所へ差し戻す

【監督審の決定の理由】

（知的財産法施行前の）政府決議 63/CP 第 6 条 2 項 b によれば、特定の商品について広く継続的に使用され、広く知られた標章（中略）、図形（中略）は商標として保護しないと規定されているためである。

上記【事例 1】について、少し解説したい。知的財産

法施行（2006.7.1）前に発生した紛争であるが、監督審決定日が 2008 年 8 月 28 日付であるため、知的財産法 220 条に基づき、知的財産法が適用されるのが原則である。ただし、権利の無効判断については、出願時に施行されていた旧法による。

本件判例の論点は、慣用商標に該当する登録商標に基づく権利行使が認められるかという点であるため、それ自体は特に日本の読者にとって関心の強いものではないと思われるが、監督審に至る以下の経緯に注目したい。

1. 第二審（控訴審）の判決後、2 年以上経過して最高裁判所長官の異議（khán nghị）が申し立てられている。
2. 最高裁判所長官は第二審判決への異議を申し立て（khán nghị）、監督審が開かれた経緯にもかかわらず、監督審決定は第一審・第二審判決を破棄して第一審に差し戻しとなっている。

3. 最高裁判所長官の異議（khán nghị）の申し立てから、監督審決定までには 2ヶ月しか経過していない。監督審請求期間は、判決が効力を生じてから 3 年（民事訴訟法 288 条）であることから、法的安定性の面で司法措置には不安が残る。また、監督審を行うという決定がされた時点で、ほぼ確定判決は維持されず、判決破棄等の方向に進むものと考えたほうがよい。

以上、【事例 1】の紹介とする。次に、【事例 2】を紹介する。

【事例 2】を紹介するにあたり少し補足すると、ベトナムの「人民委員会」は、大まかに言うと、日本の地方自治体のような地方行政機関である。ホーチミン市人民委員会は、「ホーチミン市役所」と思って読むと、理解しやすい。

【事例 2】

監督審決定 No.01/HĐTP-HC に至る経緯

主な争点：商標権侵害行為に対する行政措置の適法性

【訴訟提起にいたる事情】

2003 年 5 月 30 日に、市場管理局ホーチミン市支部 5A 部隊および地元警察により、工業所有権侵害品を販売しているとされた Lan Hương 化粧品への行政措置（査察）が行われた。結果、商標権「Miss」（商品：香水、商標権者：サイゴン化粧品会社）の模倣品、香水瓶の意匠権の模倣品が発見された。工業所有権庁

(現在の知的財産庁) の判定でも侵害が認定された。

査察を実施した市場管理局ホーチミン市支部 5A 部隊は、Lan Huong 化粧品 の工業所有権侵害を認定し、本件処理期間を 2003 年 7 月 12 日から 8 月 22 日まで延長するように、市場管理局ホーチミン市支部に申請し、副支部長に承認された。

市場管理局ホーチミン市支部は、2003 年 7 月 31 日にホーチミン市人民委員会に本件処理策を上申した。

ホーチミン市人民委員会議長名で、決定 3272/QĐ-UB が出された。以下の行政罰を Lan Huong 化粧品所有者に課すものであった。Lan Huong 化粧品所有者は不服を申し立てたが、棄却された。

- 75,000,000 ドン (約 28 万 2 千円) の罰金
- 営業許可証の 1 年間停止
- 侵害要素 (商標ラベル等) の除去
- 侵害品の流通停止

【第一審】2003 年 10 月 20 日ホーチミン市人民裁判所に Lan Huong 化粧品所有者が行政訴訟提起

第一審における原告側請求：

- ホーチミン市人民委員会議長決定 3272/QĐ-UB の無効
- 損害賠償請求 (後に、この請求は取下)

第一審のホーチミン市人民裁判所の判決 (2004 年 3 月 16 日付)：

原告側請求を棄却 (理由は不明)

【第二審】2004 年 3 月 22 日ホーチミン市最高人民裁判所に Lan Huong 化粧品所有者が控訴

第二審のホーチミン市最高人民裁判所の判決 (2004 年 8 月 9 日付)：

第一審判決を破棄、原告側請求を認容し、ホーチミン市人民委員会議長決定 3272/QĐ-UB を無効とする。<sup>5)</sup>

その後、2005 年 1 月 31 日付決定において、最高人民裁判所長官は第二審判決への異議を申し立て (khán nghị)、裁判官評議会による監督審での第二審判決の見直し、及び破棄して第一審裁判所への差し戻しを提起した。その根拠は、以下の通りである。

資料から、Lan Huong 化粧品 の工業所有権侵害行為は明らかであり、ホーチミン市人民委員会議長決定 3272/QĐ-UB は必要であった。査察を実施した市場

管理局ホーチミン市支部 5A 部隊による処理期間の延長手続には不備があり、処理のみならず処分の延長とすべきであったという問題点はある。しかしながら、期間内に処分できなかった場合にも、適切な事後対応策をとるべしという法令上の規定があり (行政処分法令 56 条 1 項後段)、ホーチミン市人民委員会議長決定 3272/QĐ-UB を無効とする控訴審判決は、法令違反である。

【監督審の決定】2005 年 4 月 26 日付

第二審の判決を破棄、第二審への差し戻しを決定

【監督審の決定の理由】

内容は、ほぼ最高人民裁判所長官による監督審提起の根拠 (既述) と同様。加えて、ホーチミン市人民委員会議長決定 3272/QĐ-UB を無効とすることは、工業所有権の保護の要請にもかなうものではない、としている。

上記【事例 2】の興味深い点は、侵害者側が行政処分の違法性について争った点である。侵害行為については明らかな証拠があったにもかかわらず、行政側の手続上の瑕疵があったため、侵害行為に対する行政措置の違法性が問題となった。結論は、行政側の手続上の瑕疵があったからといって、明白な侵害行為の処分を行わないのは、法の趣旨にかなわないという判断が示されており、ベトナムの積極的な知的財産権保護の姿勢を示すものであるといえる。

ただし、模倣品に対する行政措置が開始 (2003 年 5 月 30 日) されてから、監督審決定 (2005 年 4 月 26 日) が出るまで、約 2 年を要していることに注目したい。つまり、それまで行政罰は侵害者側には課されていない状態が続いていたのである。このように、侵害者側が積極的に争った場合、行政措置といえども、最終的には行政訴訟につながるため、時間を要する場合もあるということに注意が必要である。

## 5. まとめ

ベトナムでは、裁判所や裁判官には法律の解釈権はないと考えられている。国会が国権の最高機関とされており、国会の常設委員会である国会常任委員会 (国会議長・副議長及び国会で選ばれる委員により構成される) が法令の解釈を行う権限を有する、と憲法で定

められている<sup>(6)</sup>。個人的に接した弁護士等との会話においても、法律の解釈を論議するという習慣がないという印象を受けた。監督審決定においても、事実関係について詳細に書いた後、条文をそのまま引用し、「従って、・・・法・・・条違反である」等とあっさり結論が書いてあって、そこに至る法解釈は示されていないことが特徴とも言える。

監督審決定が少しずつ公開されているという事実は、私がベトナムに滞在していた当時（2006-2007年）から考えると、大きな進歩である。1年間の滞在中、友人知人にあつた末に1件だけ入手できた監督審決定のコピーを、帰国のとき大事に持ち帰ったことを考えると、自分のデスクからベトナムの監督審決定が検索できることだけで感動してしまう。

USAID（アメリカ合衆国国際開発庁）が監督審決定等判例の公開について、従来から関わっていること、日本も法務省<sup>(7)</sup>、JICA<sup>(8)</sup>によるベトナムへの法整備支援等を行っていることから、各国当局にとって、ベトナムの法整備・司法制度に関する分野は、ODA（政府開発援助）の観点からも重要視されていることがわかり、この点も興味深い。

今回紹介した監督審決定は、当事者がすべてベトナム人であり、商標／意匠に関する事案であったが、今

後は、外国企業が当事者となった事案や、特許に関する事案も出てくることが予測される。引き続き、ベトナムでの判決公開の流れに注目したい。

注

- (1) Tòa án Nhân dân Tối cao <http://toaan.gov.vn/portal/page/portal/tandtc>
- (2) Anh Thu “Các bản án sẽ được công khai trên mạng Internet” *Vnexpress*, 2010.4.23
- (3) USAID ウェブサイト情報 [http://gopher.info.usaid.gov/press/frontlines/fl\\_aug10/p13\\_vietnam100821.html](http://gopher.info.usaid.gov/press/frontlines/fl_aug10/p13_vietnam100821.html)
- (4) 著者注) 原告側主張の損害の額は変更になっているようである
- (5) 著者注) 監督審決定においては理由は明記されていないが、おそらく処分期間の延長が適切になされていないことを理由とするものと思われる。
- (6) ICD NEWS 第45号（2010年12月号）国際研究「ベトナム判決書マニュアル作成支援」 弁護士 井関正裕／著
- (7) 法務省ウェブサイト「研究報告、国際研修、活動成果等の紹介（ベトナム）」 [http://www.moj.go.jp/housouken/housouhoukoku\\_vietnam.html](http://www.moj.go.jp/housouken/housouhoukoku_vietnam.html)
- (8) JICA ウェブサイト「法・司法制度改革支援プロジェクト」 <http://www.jica.go.jp/vietnam/activities/project/06.html>

（原稿受領 2012. 3. 27）

**「弁理士Info」**  
**「ヒット商品を支えた知的財産権」**  
**のご案内**

**JPAA**  
**Information**

---

知的財産権制度と弁理士の業務について、イラストや図を使ってわかりやすく解説したパンフレット「弁理士Info」及び季刊誌「パテント・アトニーのヒット商品を支えた知的財産権」と題して連載してきた内容を1冊にまとめた「ヒット商品はこうして生まれた!（平成23年11月改訂版発行）」等のパンフレットがあります。

一般の方には原則として無料で差し上げております。（送料は当会で負担します）

ご希望の方は、下記ご連絡先までお問い合わせください。

◆連絡先 広報・支援・評価室◆

ご希望のパンフレット名と部数、ご送付先、お電話番号を明記の上、下記までお申込みください。

**FAX:03-3519-2706**  
**mail:panf@jpaa.or.jp**



「弁理士Info」



平成23年改訂版

「ヒット商品はこうして生まれた!」